

富津市分別収集計画

令和4年6月

千葉県富津市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10
《特記事項》	10

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きなウェイトを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、埋立処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①市民・事業者・行政側の各立場における役割を明確にし、ごみの排出抑制を行う。
- ②市民・事業者・行政が一体となり容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを行う。
- ③廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を行う。
- ④循環型廃棄物処理施設の整備を行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール、アルミ、無色ガラス、茶ガラス、その他のガラス、PETボトル、その他プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、その他の紙製容器を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
主としてスチール製の容器	75	74	74	73	72
主としてアルミニウム製の容器	90	89	88	87	86
無色のガラス製容器	92	91	90	89	88
茶色のガラス製容器	103	101	100	99	98
その他のガラス製容器	41	41	40	40	40
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	148	146	144	143	141
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	172	170	168	167	165
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5	5	5	5	5
主として段ボール製の容器	192	190	188	186	184
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	5	5	5	5	5
合計	924	914	904	893	883

※小数点以下を四捨五入しているため内訳と合計は一致しない場合がある。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政側がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図っていくことにする。

(1) 市民における役割

- ①使い捨て商品の使用を極力抑え、再生品の利用拡大を図る。
- ②簡素な包装商品の選択を行う。
- ③買物袋などを持参して買物を行う。
- ④集団資源回収等の市民活動に積極的に参加し、循環型廃棄物処理の形成を推進する。
- ⑤「ごみ減量化・資源化協力店」を積極的に利用し、ごみ減量化及び資源化活動に参加する。

(2) 事業者における役割

- ①流通・販売での過剰包装の抑制を積極的に行う。
- ②リサイクル型商品、包装材及び再生品の普及を行う。
- ③販売した商品の自主回収の促進を行う。
- ④事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進を図る。
- ⑤「ごみ減量化・資源化協力店」を積極的に利用し、ごみ減量化及び資源化活動に取り組む。

(3) 行政における役割

- ①廃棄物の処理、減量化及び再利用に関する情報を収集し、研究の充実を図る。
- ②市民・事業者に対し、自主的なリサイクル活動の促進を図る。
- ③市民・事業者に対し、廃棄物減量化についての指導等の徹底を図る。
- ④市民・事業者に対し、広報誌等あらゆる機会を通し減量化及び再利用に関する情報を提供する。
- ⑤市民・事業者に対し、ごみ処理の実態を示し、リサイクル推進の必要性を認識させ、協力体制の強化を図る。
- ⑥「ごみ減量化・資源化協力店」の認定制度を創設し、消費者と小売販売店との相互協力により積極的なごみ減量化及び資源化活動に取り組める場を設ける。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、分別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を以下に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶 ガラスびん PETボトル
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外	その他プラスチック製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器

※1 缶・びん・PETボトルの3種類は、混合収集する。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

区 分		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
缶	スチール	69	68	68	67	66
	アルミ	98	97	96	95	94
	小 計	167	165	164	162	160
ガラス びん	無色びん	87	86	85	84	83
		87 0	86 0	85 0	84 0	83 0
	茶色びん	98	97	96	95	94
		98 0	97 0	96 0	95 0	94 0
	その他びん	40	40	39	39	38
		40 0	40 0	39 0	39 0	38 0
小 計	225	223	220	218	215	
プラス チック 類	P E T ボ トル	171	169	167	165	163
		171 0	169 0	167 0	165 0	163 0
	その他プラス チック製容器	192	189	187	185	183
		192 0	189 0	187 0	185 0	183 0
小 計	363	358	354	350	346	
紙製	紙パック	5	5	5	5	5
	段ボール	246	244	241	238	235
	その他の 紙製容器	5	5	5	5	5
		0 5	0 5	0 5	0 5	0 5
小 計	256	254	251	248	245	
合 計		1,011	1,000	989	978	966

注：2段に記載された上段部分は、市全体の排出量。下段部分の左側は、指定法人による処理量、右側は、市処理予定量を表している。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 =直近年度の分別基準適合物等の個別収集実績（表3）割合×集団資源回収を除いた各年度の総排出量見込み（表1）

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、現在、缶、びん、PETボトル及び紙類、その他プラスチック製容器を容器包装廃棄物として分別収集している。

収集・運搬の段階、選別・保管の段階の実施者について下記に示す。

収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	市による定期回収 (委託業者)	市
	アルミ	市による定期回収 (委託業者)	市
		住民による集団回収	民間業者
ガラス びん	無色ガラス	市による定期回収 (委託業者)	市
	茶色ガラス		
	その他ガラス	住民による集団回収	民間業者
プラスチ ック類	PETボトル	市による定期回収 (委託業者)	市
	その他プラスチッ ク製容器	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
紙類	紙パック	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	

紙類	段ボール	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	
	その他の紙製容器	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6条）

缶、びん、PETボトルについては、当市環境センター内の資源ごみ処理施設で選別、圧縮、保管をする。その他プラスチック製容器、紙類（紙パック、段ボール）については民間委託する。また、現在、富津市公共施設再配置推進計画に基づき次期環境センター事業の業務形態や施設の位置、業務委託の可能性などを検討する「施設整備に伴う基本構想」の策定を行っている。

収集に係る分別の区分		収集容器	収集車両	中間処理
缶	スチール	指定袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮・保管
	アルミ			
ガラスびん	無色ガラス	指定袋	2 t ダンプ車	選別・ストックヤード
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
プラスチック類	PETボトル	指定袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮・保管
	その他プラスチック製容器	指定袋	2 t パッカー車	〃
紙類	紙パック	袋又は縛る	2 t 平ボディ及び 2 t ダンプ車	〃
	段ボール			
	その他の紙製容器			

分別に必要な施設計画を下表に示す。

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
1. 排出容器 1-1 指定袋	①缶・びん PETボトル	材料：高密度ポリエチレン 容量：30ℓ	市	平成10年度から缶・びん・PETボトル混合収集を実施
	②その他プラスチック製容器	材料：高密度ポリエチレン 容量：45ℓ	市	平成16年度から実施
2. 収集場所	①缶・びん PETボトル ②その他プラスチック製容器 ③紙パック・段ボール・その他の紙製容器	既存ステーションを利用	市民	
1. 専用車両 1-1 収集車両	①缶・びん PETボトル	形状：ダンプ車 積載量：2t 台数：4台	委託	
	②その他プラスチック製容器	形状：パッカー車 積載量：2t 台数：8台	委託	
	③紙パック・段ボール・その他の紙製容器	形状：ダンプ車及び平ボディ 積載量：2t 台数：4台	委託	

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
(中間処理段階) 1.再生施設 1-1 選別・圧縮設備	①缶(スチール缶・アルミ缶の選別処理)	主要機器：ベルトコンベア、磁選機、アルミ選別機、圧縮機 能力：6 t / 5 h 数量：1基	市	平成10年度から缶・びん・PETボトル選別処理中
	②びん	主要機器：ベルトコンベア手選別 数量：1基		
	③PETボトル	主要機器：ベルトコンベア手選別、圧縮減容器 能力：1 t / 5 h 数量：1基		
1-2 ストックヤード	①スチール缶・アルミ缶(ベール)	形状：屋外ストックヤード スtockヤードスペース 8m×2.5m×3.2m =64 m ³	市	稼動中
	②びん	形状：屋内ストックヤード スtockヤードスペース 12m×2m×2.5m =60 m ³	市	稼動中
	③PETボトル	形状：屋外ストックヤード スtockヤードスペース 4m×2.5m×3.2m =32 m ³	市	稼動中

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 市民啓発

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、各世帯に収集日程を周知させるカレンダー等印刷物の配布及び、各自治会の要望により分別収集の実施説明会を開催する。

(2) 集団資源回収の促進

P T Aや子供会等による集団資源回収団体への助成金の見直し、回収業者への補助金の見直しを検討し、リサイクル活動の活性化を図る。

(3) ごみ減量化・資源化協力店制度の実施

過剰包装の追放や食品トレイ、飲料パック等の店頭回収及び販売に伴う使用済み製品の引取りなどを推進する「ごみ減量化・資源化協力店制度」を創設し、その取組を支援するとともに順次拡大を図る。

(特記事項)

容器包装廃棄物の排出見込み量の考え方

各々の容器包装廃棄物の比率は、平成30年から令和3年の実績値の合計を一般廃棄物総排出量(集団資源回収分を除く)の合計で割り返して算出した。

表1 富津市の一般廃棄物排出量・見込み

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
計画収集人口（人）	42,382	41,916	41,450	40,983	40,522	40,061
年間総排出量（t）	16,560	16,378	16,196	16,013	15,833	15,653
うち集団資源回収（t）	280	276	273	270	267	264

※計画収集人口は、令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口に「富津市人口ビジョン2040」から算出した各年の変動幅を加除したものの。

容器包装廃棄物の潜在比率

種 類		構成割合 (重量比%)	種 類		構成割合 (重量比%)
金 属	スチール製容器	0.47	プ ラ ス チ ッ ク 類	PETボトル	0.92
	アルミ製容器	0.56		その他プラスチック類(含む白色トレイ)	1.07
	小 計	1.03		小 計	1.99
ガ ラ ス	無色ガラス	0.57	紙 類	飲料紙製容器包装	0.03
	茶色ガラス	0.64		段ボール	1.20
	その他ガラス	0.26		その他紙製容器	0.03
	小 計	1.47		小 計	1.26
容器包装廃棄物全体 5.75%					

表2 富津市の収集量の推移

(単位…収集量：t)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平均
スチール 製容器	収集量	97.58	88.74	83.21	75.85	69.75	83.03
	前年比		0.91	0.94	0.91	0.92	0.92
アルミ製 容器	収集量	92.28	88.78	91.92	100.55	99.42	94.59
	前年比		0.96	1.04	1.09	0.99	1.02
ガラスび ん	収集量	255.12	261.77	246.33	259.27	227.50	250.00
	前年比		1.03	0.94	1.05	0.88	0.97
無色	収集量	103.53	104.61	96.05	99.55	88.11	98.37
	前年比		1.01	0.92	1.04	0.89	0.96
茶色	収集量	112.01	110.18	111.93	110.59	99.49	108.84
	前年比		0.98	1.02	0.99	0.90	0.97
その 他	収集量	39.58	46.98	38.35	49.13	39.90	42.79
	前年比		1.19	0.82	1.28	0.81	1.02
P E T ボ トル	収集量	146.10	143.82	138.96	166.87	172.95	153.74
	前年比		0.98	0.97	1.20	1.04	1.05
その他のプラ スチック製 容器包装	収集量	178.04	184.13	173.12	174.75	193.99	180.81
	前年比		1.03	0.94	1.01	1.11	1.02
飲料用紙製 容器包装	収集量	6.08	6.34	5.01	4.98	4.62	5.41
	前年比		1.04	0.79	0.99	0.93	0.94
段ボール	収集量	155.11	156.43	163.58	241.56	249.54	193.24
	前年比		1.01	1.05	1.48	1.03	1.14
その他の紙 製容器包装	収集量	7.66	6.70	4.37	5.46	5.01	5.84
	前年比		0.87	0.65	1.25	0.92	0.92
計	収集量	937.97	936.71	906.50	1,029.29	1,022.78	966.65
	前年比		1.00	0.97	1.14	0.99	1.02

※前年比は小数点以下第3位を四捨五入している。

表3 令和3年度実績

項 目	令和3年度	
	収集量 (t)	構成比率 (%)
ごみ総量	16,259.00	—
スチール缶	69.75	0.43
アルミ缶	99.42	0.61
無色びん	88.11	0.54
茶色びん	99.49	0.61
その他びん	39.90	0.25
P E Tボトル	172.95	1.06
その他プラスチック類	193.99	1.19
飲料用紙製容器 (アルミ使用なし)	4.62	0.03
段ボール	249.54	1.53
その他の紙製容器	5.01	0.03